

高額介護合算療養費制度のお知らせ

医療と介護の負担が高額となった世帯の方へ

医療と介護の自己負担が高額になった世帯に対し、基準額を超えた額を給付する制度です。平成20年4月～平成21年7月分の診療分及び介護給付分が対象となります。



国民健康保険加入世帯の方へ

給付の対象となる方には、平成22年1月中旬にご案内ハガキをお送りしています。

申請先等

申請書が届いた場合、平成21年7月31日に加入していた医療保険の窓口で申請してください。

後期高齢者医療制度加入の方へ
給付の対象となる方には、準備が整い次第、申請書等をお送りします。

ご案内が郵送できない方

- 平成20年4月1日～平成21年7月31日までに次に該当する場合、ご案内を郵送することができます。ご自身が該当すると思われる場合には平成21年7月31日に加入していた医療保険の窓口までお問い合わせください。
- 1 保険の変更があった方
 - ・市町村間で転居した方
 - ・75歳の誕生日を迎えた方
 - 2 住所地特例の認定を受けている方

基準額

区分	70歳未満	70～74歳	75歳以上
上位所得者	168万円	89万円	89万円
一般	89万円	75万円	75万円
低所得者Ⅱ	45万円	41万円	41万円
低所得者Ⅰ	45万円	25万円	25万円

※H20.4.1～H21.7.31まで

◎問い合わせ

☎内線 247・274・275 保険福祉課

★従来の制度(今後も継続)

医療と介護の各制度からそれぞれ給付

1か月(同じ月内)の**自己負担額**が高額になったとき、自己負担額を超えた分については、申請により、

- 医療費は「高額療養費」
- 介護(予防)サービス費は「高額介護(予防)サービス費」として、払い戻されます。

★新たな制度

なお残る自己負担を合算して給付

医療と介護の両方に自己負担があり、平成20年4月1日～平成21年7月31日に支払った「医療保険」と「介護保険」の自己負担額を合計し、**基準額**を超えた分については、申請により、「高額介護合算療養費」として、さらに払い戻されます。

確定申告で控除が受けられます

おむつ代が医療費控除されます

6か月以上寝たきりの状態で、常時紙おむつの使用が必要と認められた場合には、おむつにかかる費用を医療費控除に含めることができます。

必要な書類

医療機関が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が、確定申告時に必要になります。

寝たきり高齢者等に

障害者控除

障害者手帳をお持ちでない65歳以上の方で、寝たきりや認知

症により障害者等に準ずると認められた方は、障害者控除を受けることができます。該当する方には、「障害者控除対象者認定証」を交付しますので、確定申告の際に提出してください。

対象となる方

要介護2以上で、町が要介護認定主治医意見書により、知的障害者及び身体障害者に準ずると認められた方。(状態確認が必要となりますので、事前にお問い合わせください。)

◎問い合わせ

☎内線 316 保険福祉課